

税を考える週間 11月11日(日)～17日(土)

今年は、「**くらしを支える税**」をテーマとして、生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。詳細は国税庁HPをご覧ください(www.nta.go.jp)。

問合せ 東松山税務署 ☎ 22-0990 (自動音声案内)

高齢者世帯等の「家具転倒防止器具(L型金具)の設置」を助成します

町では、地震の際の家具転倒による被害を抑えるため、L型金具による家具の固定を助成しています。

対象世帯 ○65歳以上のひとり暮らしの世帯 ○65歳以上の方のみの世帯

○障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

対象家具 タンス、本棚、食器棚を対象として、1世帯につき計3台まで

取付方法 L型金具により、家具と壁を直接固定します。なお、壁の形状によっては取付けできない場合があります。借家等の場合は、建物所有者の同意が必要です。

費用 1世帯につき3台まで無料

※補強材を使用すれば取付けが可能となる場合には、事前に説明の上、別途費用の負担をお願いすることがあります。

申込み 作業実施者

お電話で、公益社団法人小川町シルバー人材センター ☎ 72-3448へお申込みください。

※事前調査のため訪問し、重要事項の説明、作業日などの打合せをします。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 351

埼玉県家具固定サポーター登録制度を活用した「家具転倒防止器具設置費用」を助成します

町では、埼玉県家具固定サポーター(町内の業者)に地震対策として、家具の固定業務を依頼した場合、設置費用を助成しています。

※埼玉県家具固定サポーターとは、県が実施する「埼玉県家具固定サポーター登録制度」に登録した業者です。登録業者については、埼玉県HP、防災地域支援課(役場2階)でご確認ください。

対象世帯 小川町に居住する世帯 ※家具固定サポーター(町内業者)に地震対策として、家具の固定業務を依頼した場合に限ります。

対象家具 タンス、食器棚、書棚その他これらに類する床置型の家具、テレビ、冷蔵庫

※借家等で金具、ネジ等を使用して固定する場合は、建物所有者の同意が必要です。

取付方法 家具固定サポーター(町内業者)と相談のうえ、固定方法を選択します。

助成金額 設置費用(税込)の2分の1で、4,000円を限度とします。

※助成金支給申請は、1年度1回限りとします。

申請方法

- 1 埼玉県家具固定サポーター登録制度において、「小川町」の欄に掲載されているサポーター(町内業者)へ、直接、家具固定の事前調査を依頼してください。
- 2 サポーター(町内業者)が、現地調査を行い、見積り(無料)します。
- 3 見積内容を確認し、納得したうえでサポーター(町内業者)と固定作業の契約をしてください。
- 4 サポーター(町内業者)が固定作業を実施します。
- 5 固定作業完了後、サポーター(町内業者)へ代金を支払います。同時に、助成金支給申請のための証明書を受取ってください。
- 6 サポーター(町内業者)が発行した証明書を添付して、防災地域支援課(役場2階)へ助成金支給申請書を提出してください。
- 7 補助金は、銀行振込になります。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 351

世界農業遺産・日本農業遺産の認定申請に係る一次審査の結果について

町では、「谷津沼農業を中心とした農業システム」の世界農業遺産・日本農業遺産の認定を目ざし、比企丘陵農業遺産推進協議会に参加し活動してきました。本年6月には認定の申請を行いました。残念ながら一次審査を通過することができませんでした。

引き続き、次回の申請に向けて取組んでいきますので、認定へのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ 環境農林課 農林グループ ☎ 246

住生活総合調査

12月1日、全国で住生活総合調査が行われます。この調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる調査です。

10月に実施された住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から一部を選び、全国で約12万世帯を対象に行います。

11月下旬からポスティングにより調査票を配布し、郵送・オンラインにより回収しますので、ご協力をお願いします。

問合せ 国土交通省住宅局 ☎ 0120-467-060

(住生活総合調査問合せ専用ダイヤル)

小川町監査委員 10月1日就任

監査委員に松本治雄氏(上横田)が就任されました。



問合せ 総務課 総務秘書担当 ☎ 213

小川町災害廃棄物処理計画(素案)のパブリックコメントを実施します

近年、大地震や集中豪雨などの自然災害に伴い発生する廃棄物について、被災自治体ではその処理や一時保管等に大変苦慮しているところ。この状況を受け、町では「小川町災害廃棄物処理計画」の策定に向けて作業を行っています。この計画は町が災害に直面した際に発生する廃棄物の適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に災害廃棄物処理を行うことで町民の生活環境保全、公衆衛生上の支障を防止することを目的とするものです。

このたび「小川町災害廃棄物処理計画」素案を作成しましたので、パブリックコメントを実施し、町民皆さんの意見を募集します。

○閲覧及び意見提出期間 11月12日(月)～12月11日(火)

○閲覧方法 1 町HP

2 環境農林課(役場2階)窓口 ※開庁日にご覧ください。

○意見提出方法 意見提出用紙(町HPからダウンロードできます)に所定の内容をご記入のうえ、次の1～3のいずれかの方法で提出してください。なお、提出いただいたご意見等の原稿は返却できません。

1 電子メール ogawa109@town.saitama-ogawa.lg.jp

2 郵便・ご持参 〒355-0392 小川町大字大塚55 小川町役場環境農林課

3 ファクス 74-2920

○その他 お寄せいただいた意見は、意見概要としてまとめ、後日、町HPで公表します。個々の意見への直接回答は行いませんのでご了承ください。

問合せ 環境農林課 廃棄物対策担当 ☎ 161

高齢者世帯等の「家具転倒防止器具購入費補助」を行います

町では、地震の際の家具転倒による被害を抑えるため、家具転倒防止器具の購入補助を行います。

対象世帯 ○65歳以上のひとり暮らしの世帯 ○65歳以上の方のみの世帯

○障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

対象器具 家具等の転倒防止に有効な器具等

○天井等に取り付けるポール式器具 ○床との間に挟み込むストッパー・マット式器具

○ガラス飛散防止フィルム ○扉の開閉防止器具

○L型金具及びベルト・チェーン式器具等

※借家等で金具、ネジ等を使用して固定する場合は、建物所有者の同意が必要です。

補助金額 対象経費の2分の1(100円未満は切り捨て)で5,000円を限度とします。

※1世帯につき1回限りです。

申請方法

- 1 申請者が次の書類を防災地域支援課(役場2階)にご提出ください。
 - 家具転倒防止器具購入補助金交付申請書
 - 家具転倒防止器具の仕様書及び見積書
 - 借家等の場合は、所有者または管理者の承諾書
 ※書類は、防災地域支援課窓口(役場2階)にあります。町HPからもダウンロードできます。
- 2 町からの購入補助金交付決定書を受け取った後に、家具転倒防止器具を購入してください。
- 3 家具転倒防止器具実績報告書兼請求書、領収書(品名、規格が明記されたもの)、購入した転倒防止器具の写真を町に提出してください。
- 4 補助金は、銀行振込になります。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 351